

第6期第3回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和6年2月9日（金）10:00～11:00

場所：青少年育成センター 第1研修室

議事次第

入室（資料確認）

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的実施に向けた検討について
- 5 閉会
・事務連絡

〔配付資料〕

- ・議事次第
- ・資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・資料3 「青少年の地域活動拠点づくり事業」の効果的実施に向けた検討について
- ・資料4 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・資料5 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- ・座席表

第6期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 委員名簿

【敬称略 50音順】

任期:令和4年11月1日～令和6年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	くらね みほ 倉根 美帆
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
3	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	みわ のりえ 三輪 律江
8	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	よこた たかゆき 横田 孝行

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	たぐち かなえ 田 口 香 苗
青少年育成課長	もりわき みやこ 森 脇 美 也 子
青少年相談センター所長	おぐり ゆみ 小 栗 由 美
青少年育成課担当係長	さいとう たけし 斉 藤 健
青少年育成課担当係長	こまつ ナツメ 小 松 ナツメ
青少年育成課担当係長	いしまる まさや 石 丸 雅 也
青少年相談センター副所長	おおつ きえこ 大 津 章 絵 子
青少年相談センター相談支援担当係長	はぎわら としかず 萩 原 敏 一
企画調整課長	かきぬま ちひろ 柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	いくの もと やす 生 野 元 康

青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的な実施に向けた検討について

- 青少年の地域活動拠点づくり事業（以下「拠点事業」という。）について、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、青少年部会にお諮りしながら、事業の効果的な実施について検討を進めてきました。
- 第1回の部会（令和5年6月）では、青少年を取り巻く状況や検討の進め方について、第2回部会（令和5年10月）では本事業の取組状況や成果、課題について御説明し、御意見をいただきました。
- また、令和5年12月22日には、「こども基本法」に基づき子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と、子どもの視点に立った多様な居場所づくりに向け、「こどもの居場所づくりに関する指針（以下「国の指針」という。）」が閣議決定されました。
- 第3回の本日は、第1回、第2回の青少年部会での御意見と国の指針を踏まえ、こども青少年局として拠点事業の今後の方向性（案）をまとめましたので、御意見をいただきます。

1 青少年の地域活動拠点づくり事業の今後の方向性（案）

【構成】

- 1 趣旨
- 2 検討の視点
- 3 今後の方向性案
 - (1) 事業の目的
 - (2) 基本的事項
 - ア 開所日数・開所時間
 - イ 対象者
 - ウ 事業内容
 - エ スタッフの体制・役割
 - オ 運営支援（補助金額）
 - (3) 事業の振り返り・評価・効果検証
 - (4) 他の施設とのすみわけ・役割分担
 - (5) 今後の取組

2 今後の流れ

今回の部会での御意見を踏まえ、今年度末を目途に今後の方向性をこども青少年局としてまとめます。この方向性を踏まえた取組の実現に向けて、関係部署とも調整を進めていきます。あわせて、次期子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の検討にも反映していきます。

次回の部会（R6年3月予定）において、計画の骨子案（青少年部会所掌部分）を御審議いただきます。

青少年の地域活動拠点づくり事業の今後の方向性（案）

1 趣旨

本市では、平成19年度から「青少年の地域活動拠点づくり事業（以下「拠点事業」という。）」として、中・高生世代を中心とした青少年を対象とした居場所づくりを進め、現在市内8か所に拠点を設置しています。

子ども・青少年を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、子ども同士の育ち合い・学び合いの機会の減少、コロナ禍の影響など、大きく変化しています。

国においては、「こども基本法」に基づき子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と、子どもの視点に立った多様な居場所づくりが進めるための「こどもの居場所づくりに関する指針（以下「国の指針」という。）」が令和5年12月22日に閣議決定されました。

このような状況を踏まえ、**「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、社会や時代の変化を捉え、拠点事業をより効果的に実施するため、今後の方向性をこども青少年局としてとりまとめました。**

この方向性を踏まえた取組の実現に向けて、関係部署との調整を進めていきます。

2 検討の視点

これまでの取組の成果や課題、国の指針との整合等を踏まえ、次の3つの視点から検討を行いました。

- ① 子ども・青少年・保護者のニーズに合致しているか
- ② 様々な子ども・青少年の居場所の中で、拠点が果たすべき役割は何か
- ③ 拠点事業の効果と数値による検証

3 今後の方向性案

(1) 事業の目的

拠点事業は、中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことで、青少年が社会に参画する力を育成するため、**①居場所の提供、②体験の提供、③セーフティネットの役割**、の3つの柱で取組を進めてきました。

現在、**各拠点では当該事業の実施要綱に基づき、青少年が気軽に集う場の運営や様々な体験機会の提供、拠点スタッフによる傾聴や相談等**が行われています。常駐のスタッフがいることや、スタッフからの声掛けによる安心感、居心地の良い自由な雰囲気を感じている利用者が多い状況です。

また、国の指針では、子ども・若者にとっての居場所となるためには、**子ども・若者の視点に立ち、声を聴きながら居場所づくりを進めるとともに、イベントの企画や居場所のルールや規則は、子ども・若者とともに作るなど子ども・若者が参画できること**としています。

これまで、各拠点では、青少年が気軽に集えるスペースの設置や、青少年自身によるイベントの企画・運営などが実施されるなど、**既に国の指針に沿った取組みが行われています。**

一方、現行の事業実施要綱の「事業の目的」は、「中高生世代を中心とした青少年が、安心して気軽につどい、様々な体験や交流を行うことを目的とした事業」となっており、現在行われている青少年の主体的な取組や、スタッフの予防的役割（セーフティネット）について、明記されていません。

については、拠点事業の目的について、これまでの実績と国の指針を踏まえ、以下のとおり整理します。

○中高生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことにより、青少年の成長を支援するとともに、社会に参画する力を育成する。

○青少年の個々の状況に応じ、悩みや課題が深刻にならないよう、予防的支援や早期支援を行う。

また、事業実施にあたっては、**青少年の権利擁護が図られる**ようにしていきます。

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第1章 はじめに

3 こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

全てのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることである。その際、こども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全てのこども・若者の健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援であることが必要である。

○第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

3 こどもの居場所づくりとは

居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要である。

○第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

2 各視点に共通する事項

(2) こどもの権利の擁護

こども・若者は権利の主体であり、こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。

○第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

市町村は、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。その際、必要に応じ中間支援組織を活用する。

(2) 基本的事項

ア 開所日数・開所時間

現行の事業実施要綱では、開所日数・開所時間については、原則週3日以上、午後3時から午後8時までとしています。各拠点の開所日数は、週3日が3か所、4日が1か所、5日が2か所、7日が2か所と様々な状況です。

また、今年度実施した子ども・保護者を対象としたヒアリングでは、青少年から「土日でも居場所があれば、自宅と同じように友達とくつろげる」、保護者からは「学校以外に居場所が少なく、もっと気軽に頻繁にいかれるよう開所日が多いとよい」との意見がありました。

他方、当該事業の実施場所の賃料は本市が負担していますが、開所日が週3日の施設については、残りの4日間は使われておらず、施設が十分活用されていないことも課題となっています。

そこで、今後の開所日数については、**青少年が行きたいときに気軽に行かれることが重要**であること、一方で、昨今の**人材確保が難しい状況を考慮する必要**があること、**施設を有効的に活用すべき**であることを踏まえ、原則として「週3日以上」から「**土日どちらかを含む週5日以上（祝日・年末年始は休業）**」とします。

なお、時間については放課後の利用が中心となっているため、**現行の時間を継承**します。

イ 対象者

現行の要綱では、**事業の対象者は、「中・高生世代の青少年を中心とし、青少年と多世代間の交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができる」として**います。

国の指針では、こどもの居場所づくりが求められる背景として、「地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち学びあう機会が減少しており、子ども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっていること」が挙げられており、**地域において青少年と様々な世代との交流が求められています。**

そのため、**青少年が多世代と交流できるよう、対象者は中・高生世代に限定せず、その他の世代も対象**としている**現在の要綱の対象者を継続**します。

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

4. 本指針の性質等

（3）対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもの居場所づくりの対象となる居場所とは、**学童期・思春期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念**である。

ウ 事業内容

（7）実績に基づく見直し

現在、拠点事業の事業内容は次の5つの項目となっており、①～④が必須項目、⑤を任意項目としています。

- ①気軽に集い自由に活動する場の運営
- ②仲間や多世代と交流する機会の提供
- ③地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- ④青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成
- ⑤主に中高生を対象とした学習支援

①については、家でも学校でもない第3の場（サードプレイス）として、中・高校生世代が気軽に立ち寄り、それぞれの過ごし方ができるフリースペースが運営されています。

②、③については、拠点に継続して通い続けることで、大学生が中高生をサポートする等、世代を超えた交流が行われ、お互いを刺激し合う好循環が生まれていることや、地域のイベントでのボランティア等の実施により、多世代との交流の機会が創出されています。また、プログラムに参加することで、長所を伸ばし自己肯定感が育まれるとともに、プロジェクトを通して青少年が力を発揮し、地域で活動ができる場の提供ができています。

④については、地域の子ども・子育て支援の関係者との連絡会や連携したイベントの開催などが行われています。

⑤については、自習スペースの確保や勉強会の開催などが実施されています。

このように各拠点では、**①～⑤の事業内容に沿い、運営団体の得意分野を生かした取組や、地域特性等に応じた取組が進められるとともに、5つの事業内容は国の指針の方向性と合致しているため、現在の事業内容を継承**します。

なお、**⑤については、**青少年のヒアリングの際に**希望する声が多かったこと**、現在7か所の拠点で実施されており、多くの青少年が利用していることを踏まえ、**任意項目から必須項目に変更**します。

【参考】つづきMYプラザ（都筑区）の取組

「はあと de ボランティア」

区内の多くの地元の企業や団体の協力で、地域で中高生がボランティア活動を実施
企画運営から青少年が行っている。（参加人数 245 人）

【参考】イソカツ（磯子区）の取組

「社会体験プログラム」

地域等の協力を得て、地域のさまざまな施設・団体等でのボランティア活動や職業体験を実施

(4) 国の指針に基づく見直し

現行の実施要綱では、**事業の実施にあたり「地域の支援や協力を得ながら実施するもの」**としています。

国の指針で示された居場所づくりにあたっては「子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要」と示されていることを踏まえ、事業実施にあたり**「青少年の視点に立ち、声を聴くこと」**を加えます。

【参考】カナカツ（金沢区）の取組

「カナカツ美術展」

地域の協力を得て、金沢区内の中高校生が、企画・運営・準備を行い、自分たちで作り上げる美術展を開催

【参考】フレンズ☆ SAKAE（栄区）の取組

「ティーンズクリエイション」

中高生世代の作品展の開催。演劇や動画作成、美術展示などを地域と協力して中高生が作り上げるイベントを実施

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

2. 各視点に共通する事項

(1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

こども・若者が居場所と感じる場が「こどもの居場所」になるとすれば、居場所づくりを進める上で重要なのは、こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことである。

エ スタッフの体制・役割

(7) 体制

拠点事業では、スタッフの配置人数や常勤・非常勤等の基準は設けておらず、保育士等の資格も求めています。ほとんどの拠点では、**開所中はスタッフ2名の体制**が取られています。

国の指針では、居場所づくりにあたっては、「固有の居場所づくりを認めながらも、**地域全体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士の連携と協働が必要不可欠**である」とされており、地域全体で様々な関係者が連携しながら子ども・若者の育ちを支援することが求められており、拠点のスタッフからも、地域連携を図るためのスタッフ体制の充実を求める声が上がっています。

拠点のスタッフは、青少年が安心して気軽に集える場所の運営に加え、**国が求める地域における子ども・若者支援の一翼を担うものとしての役割を果たす**必要があります。地域の子育て関係者の会議等に積極的に参加し、他施設等と連携した取組を行うためには、複数のスタッフの配置と、常勤の責任者が必要です。

そこで、今後のスタッフの配置については、**子どもへの丁寧な対応や安全性、地域連携等を考慮し、2名以上のスタッフを置く**こととし、そのうち**1名は常勤の責任者**とします。

(4) 役割

拠点ではスタッフが子どもの様子を見ながら適切に話しかけ、ちょっとした会話から悩みをくみ取るなど丁寧な対応が行われており、セーフティネットの役割を果たしています。

また、拠点のスタッフからは、時代の変化に伴い、配慮が必要な子どもの増加など、対応が難しい場面が増えているとの声があります。

国の指針では、**居場所づくりを担うおとなが、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れ**

てくれる、一緒に何かに取り組んでくれる、憧れの対象（ロールモデル）になるなどといった斜めの関係であることが、こどもの居場所において重要であるとされています。

支援の質を高め、事業内容を充実するために、スタッフを対象に青少年への関り方などの研修や拠点間の情報共有の機会を設けていきます。

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

5. 「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる～

(3) どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくり

その場で「どう過ごせるか」は重要である一方で、それと同じくらい「誰と過ごせるか」といったその場にいる人との関係性に注目することも重要である。友人などの横の関係とともに、居場所づくりを担うおとなが、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れてくれる、一緒に何かに取り組んでくれる、憧れの対象（ロールモデル）になるなどといった斜めの関係であることが、こどもの居場所において重要である。

(4) 居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり

地域の特性や、主に対象とするこども・若者の層などの違いによって、それぞれの特色ある居場所づくりが行われている。こうした固有の居場所づくりを認めながらも、地域全体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士の連携と協働が必要不可欠である。

オ 運営支援（補助金額）

(7) 補助金額の考え方

本事業の全ての青少年を対象にしており、どのような経済状況にある青少年であっても、公平に拠点を利用する機会を提供すべきであることから、基本的に青少年の利用は無料としています。そのため、事業継続に必要な人的・経済的支援は必須と考えます。

一方、多くの拠点ではスタッフ2名の体制が取られているものの、現在の補助制度では、常勤1名の人件費のみを補助しており、団体の持ち出しや金銭的に余裕がない団体は対応に苦慮していることも想定されます。また、青少年が悩みを打ち明けたり、相談したいと思うためには、スタッフとの信頼関係が大切であり、スタッフを安定的に長期雇用できるよう、特に人件費の補助は重要です。

国の指針では、「居場所づくりとは、新たに立ち上げるだけでなく、維持され継続される必要がある。また、「居場所づくりを担う者が事業を継続できるよう、人的・物的・経済的な支援を行うことと合わせ、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営に関するノウハウの提供も重要である」としています。

拠点のスタッフは、青少年への傾聴や相談対応、イベントの企画・実施、地域との連携など、多岐に渡る業務を行うため、常勤のスタッフを複数配置できる人件費等を補助していきます。

【こどもの居場所づくりに関する指針】(抜粋)

○第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる～

(4) 持続可能な居場所づくり

居場所づくりを担う者が事業を継続できるよう、人的・物的・経済的に必要な支援を行うこととあわせ、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営に関するノウハウの提供も重要である。こうしたサポートを行う存在としての中間支援組織の役割が重要である。

(イ) 施設の賃料について

拠点の設置場所については、青少年の利用状況に直結し、活動内容にも影響するため、非常に重要です。

現在、都筑区の「つづきMYプラザ」は商業施設内にあるため、他の拠点の2～3倍の利用者があります。また、栄区の「フレンズ☆SAKAE」については、同じ建物内に地域子育て支援拠点と障害児の通所施設があり、乳幼児から子ども、青少年、障害児までの様々な交流が行われています。

そのため、**設置場所については、公共交通機関でのアクセス、学校からの距離、図書館や地区センター等との位置関係などを総合的に勘案し、区・局で協議した上で決定**しています。したがって、**運営団体が賃料等を考慮するなどして自由に場所を決めることは、基本的にできません。**

このようなことから、現在、施設の賃料については、原則本市が負担しています。

一方、「4 基本的事項 (1) 開所日数・開所時間」で示したように、開所日が週3日の施設については、残りの4日間は閉所されており、本市の負担に対して十分な活用ができていないことが課題となっています。

拠点事業は収益性がなく、事業の性質から、今後も本市が賃料を負担することが必要ですが、上述したように施設の効率的な活用を鑑み、開所日数は5日以上とします。ただし、運営団体が提案した場所に開設する場合には、拠点として開所する日数分のみを市が負担することとします。

(3) 事業の振り返り・評価・効果検証

本市では、事業を客観的指標に基づき評価し、現年度の事業運営や次年度の予算編成に反映させるとともに、事業の効率化を図るため、事業評価を実施しています。

拠点事業の指標は、アウトカム指標として、「居場所の利用者数の増」と「青少年の成長度合い」を見ていくこととしています。

【拠点事業の指標】

○アクティビティ: 青少年の地域活動拠点の運営

○アウトプット指標: 利用者数

○アウトカム指標: ①居場所の利用者数増

②利用者の成長の実感度合いの向上(利用者アンケートから把握)

国の指針では、「居場所づくりの取組を検証していくことは、居場所の質と量の両面からの充実に不可欠である」としているものの、「居場所づくりの検証や効果的な評価指標等は明確に定まっているものではなく今後の検討課題」としており、明確な指標が示されていません。

現在の拠点機能は、国の指針とも合致していますが、利用者数が伸びないこと、拠点の存在が知られていないことが大きな課題であると考えています。

今年度よこはまユースが市内市立高校生 7,647 人を対象に行ったアンケートでは、拠点について、知っていて利用したことがある(3%)、知っているが利用したことがない(5.3%)、知らない(91.8%)と認知度は非常に低いものとなっています。

一方、地区センターについては、知っていて利用したことがある(72.4%)、知っているが利用したことがない(14.4%)、知らない(13.3%)となっており、高校生に広く認知されています。地区センターとは拠点では、施設数に大きな違いがありますが、利用者を増やすためには、拠点について広報を強化し、認知度を上げていく必要があります。

【参考】青少年の体験活動等のニーズに関する調査(R5) (n:2,097)

Q. あなたは青少年の地域活動拠点やさくらリビングを知っていますか。

また、利用したことがありますか。(一択)

選択肢	人	%
知っていて、利用したことがある	62	3.0
知っているが、利用したことはない	111	5.3
知らないし、利用したこともない	1,924	91.8

Q. あなたは地区センターを知っていますか。また、利用したことがありますか。(一択)

選択肢	人	%
知っていて、利用したことがある	1,518	72.4
知っているが、利用したことはない	301	14.4
知らないし、利用したこともない	278	13.3

また、今回、事業の目的に「セーフティネットの役割を持つこと」を位置付けたため、それについての状況も確認していく必要があります。

そこで、今後事業の振り返りにあたっては、拠点の事業目的に沿い、

○「居場所の提供」については、「利用者が増えているか」及び、「拠点が知られているか」

○「体験・交流の機会の提供」については、「子どもの成長につながっているか」

○「セーフティネットの役割」については、「相談(会話)できる大人がいるか」

の3つの事業目的及び子どもの意見が反映できているかで事業の効果を確認していきます。

ア 居場所の提供について

(7) 利用者数を増やす

現在、利用のハードルを下げるため、利用に際して住所や氏名等は確認しておらず、利

利用者数については累計となっており、**新規の利用者が把握できていません**。同じ子どもが何度も利用してくれることは大切ですが、利用者数を増やすためには、より多くの青少年の利用につなげることが必要です。

今後は、プライバシーに配慮しながら、**新規利用者についてもカウントし、利用者の状況をより詳細に把握し、利用者の増加につなげていきます**。

(イ) 認知度を上げる

現在、拠点に関する広報の取組としては、①小中学校の児童支援・生徒指導専任教諭区代表者協議会への周知、②本市情報サイト「ふあんみつけ」での大学生ボランティアによる拠点の紹介レポートの掲載や拠点イベントの広報、③拠点の機能や場所等を記載した名刺大のミニカードチラシを卒業前の市立中学校3年生に配布をしています。

しかし、上述したように拠点の認知度は非常に低い状況であり、現在の運営団体からは、拠点の認知と活動を呼びかける周知活動が十分に行えておらず、広報活動を強化する必要があるとの声も上がっています。

今後は、利用者を増やすため、**拠点の認知度を上げるための広報を強化**していきます。具体的には、市内・中高生に向けて、ミニカードチラシの配布を増やすことや、「よこはま子ども・若者相談室(LINE)」の登録者へ拠点を紹介するメッセージを送ります。運営団体に対しても、若い世代が多く利用している SNS による広報活動を行うよう依頼します。

取組の効果については、**アンケートで等で認知度の状況を確認**していきます。

イ 体験・交流機会の提供

拠点では様々なイベントなどの体験活動や交流が行われているため、**利用する頻度が高い青少年ほど自己肯定感が高いのではないかと推察**されます。

そこで、拠点の利用による成長を図るため、毎年利用者アンケートで、「体験による自身の変化」について質問し、**「自分に自信がついた」「自分が明るくなった」等と答えた割合の増加をみていくとともに、利用回数が「初めて」と「週に複数回利用」と回答した異なる標本で比較することによりその効果を確認**していきます。

また、拠点における支援の質を上げることは、青少年の成長度合いが高まると考えられますので、**拠点間の連絡会による情報共有や、スタッフを対象とした研修を実施し、質の向上に取り組みます**。

ウ セーフティネットの役割

拠点の利用者からは、「スタッフに毎回声をかけてもらえ、第2の家のように居場所を作っていてくれて嬉しい。」「ただ話を聞いてくれる人がいてほしい。」などの声が挙げられており、**拠点の利用者は、悩みが深刻な状況になる前に相談できていると推察**されます。

そこで、施策の効果については、利用者アンケートにより、**「相談する人ができた、増えた」の割合の増加を見ていく**とともに、体験・交流と同様に、**利用回数が「初めて」と**

「週に複数回利用」と回答した異なる標本で比較することによりその効果を確認していきます。

また、こちらも同様にアンケート等により、「保護者以外に相談できる大人がいるか」や「気軽に会話できる大人がいるか」などを質問し、拠点利用の有無で比較し、確認します。

エ 子どもの意見の反映

こども基本法においても、子ども施策の基本理念として「子ども・若者の社会参画・意見の反映」を定めており、本市として「子ども・若者の意見を聞き、施策に反映すること」は必須の取組です。

今後も拠点運営にあたっては、「子どもの声を聴くこと」を基本に事業を進めていきます。

取り組みの検証については、アンケート等でこどものイベント等の運営・企画への参画状況等を確認していきます。

オ 事業の振り返り

現在、各拠点の取組状況については、年度当初に事業内容①～⑤に沿って事業計画書を提出させ、次年度の初めに前年度の事業内容、利用人数等をまとめ、区・局・運営団体の3者で振り返る機会を設けています。引き続き、3者での振り返りを継続するとともに、利用者が極端に少ない拠点については、その原因と利用者増に向けた対策を提出させ、対策を講じていないことで改善が見られない場合などについては、団体と協議の上、閉所することも検討していきます。

また、拠点事業全体の効果について、上記(1)～(3)の視点でも振り返りを行い、数値的な側面からも確認していきます。

(4) 他の施設とのすみわけ・役割分担

国の指針では、居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要であるとされています。

令和4年子ども・若者白書でも、子どもの居場所の数の多さと、自己認識の前向きさ（自己肯定感・チャレンジ精神・今の充実感・将来への希望・社会貢献意欲）は、概ね相関しており、居場所の数が多きことは青少年の成長にとって重要です。

子どもの居場所として考えられる本市の公共的施設としては、地区センターやコミュニティハウス、図書館等があります。

これまでの拠点の取組状況から、拠点と他施設との違いとしては、

①青少年の意見を聞き、事業に反映できること、

②子どもの支援に特化したスタッフがいること（セーフティネットの役割）、

③異なる年齢の子ども・若者が交流できることの3つが考えられます。

今後はこれらの施設との違いを明らかにしつつ、国の指針を踏まえて、多様な子どもの居場所のひとつとして、青少年の声を反映し、ニーズに応える居場所づくりを進めていきます。

また、これら施設との連携を深め、青少年の居場所としての一体的な取組が行えるよう検討していきます。

【参考】居場所の数と自己認識の関係（出典：内閣府「令和4年版子供・若者白書」）

居場所の数	0か所	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所
自己肯定感	10.3%	27.2%	30.6%	38.3%	50.2%	63.0%	72.0%
チャレンジ精神	13.2%	34.9%	42.8%	47.8%	54.6%	63.0%	72.1%
今の充実感	20.8%	42.4%	53.1%	64.6%	77.7%	87.3%	88.3%
将来への希望	18.9%	34.3%	43.9%	54.3%	66.7%	76.4%	78.5%
社会貢献欲	25.7%	50.7%	60.9%	70.5%	79.1%	83.3%	82.1%

【参考】地区センター・コミュニティハウスの事業目的の比較

	拠点	地区センター	コミュニティハウス																		
設置目的	中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供、仲間や多世代と交流する機会の提供により、青少年の社会参画に向かう力を育成	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場	地域の住民による自主的な地域活動を支援することで、相互交流による地域コミュニティ、地域連帯意識の形成を目的（地区センター条例に基づいて設置）																		
事業内容	青少年の居場所の提供及び体験機会の提供。 居場所の提供 ①安心して気軽に集える場 ②スタッフとのコミュニケーション 体験機会の提供 ①ボランティア・職業体験 ②青少年のイベント企画・運営 ③社会活動への参加	地区センターは、次に掲げる事項のために、地域住民のだれもが気軽に利用することができる。 ①スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 ②講演会、研究会、展示会 その他各種集会の開催 ③その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項	地域住民の講演会・研修会・サークル活動・グループ活動・自主事業など、身近な生涯学習や地域活動の場 （体育館の有無が地区センターとの大きな違い）																		
利用目的	R4利用者アンケート <table border="1"> <tr> <td>友達と遊ぶ</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>スタッフと雑談</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>相談 (スタッフと話す)</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>自習・学習</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>プログラム参加</td> <td>13.5%</td> </tr> </table> ※スタッフの関わりは2割を超え、スタッフの重要性が分かる	友達と遊ぶ	28.8%	スタッフと雑談	17.9%	相談 (スタッフと話す)	4.0%	自習・学習	17.4%	プログラム参加	13.5%	青少年の体験活動等のニーズに関する調査(R5) <table border="1"> <tr> <td>放課後や休日の居場所</td> <td>46.7%</td> </tr> <tr> <td>自習・勉強の場</td> <td>40.3%</td> </tr> <tr> <td>学校行事・部活動</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>イベント参加</td> <td>8.5%</td> </tr> </table>	放課後や休日の居場所	46.7%	自習・勉強の場	40.3%	学校行事・部活動	8.8%	イベント参加	8.5%	入館時に入館表にて、住所地、年齢、性別等の利用統計のみ取っているため、利用目的については統計なし。
友達と遊ぶ	28.8%																				
スタッフと雑談	17.9%																				
相談 (スタッフと話す)	4.0%																				
自習・学習	17.4%																				
プログラム参加	13.5%																				
放課後や休日の居場所	46.7%																				
自習・勉強の場	40.3%																				
学校行事・部活動	8.8%																				
イベント参加	8.5%																				

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

こども・若者を対象としたアンケート調査やヒアリングを踏まえると、居場所がほしいものの、居場所がないと感じているこども・若者の存在が明らかになっており、こどもの居場所が十分に整備されていない現状にある。身近な地域で、こども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要がある。居場所を持てていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要である。また、こども・若者からのヒアリングでも意見があったように、居場所は変わりやすく、失われやすいものであることを踏まえれば、居場所を複数持てることが重要である。

ア 子どもの意見の反映

地区センターやコミュニティハウスでも子ども向けのイベントの開催やボランティア等が実施されており、**参加・体験できるという意味では拠点と同じ機能**を持っています。

一方、拠点では、利用する青少年たちが運営委員会等を作り、イベントの企画・運営を行うなど、大人からのお仕着せでない**青少年主体の取組が行われており、子ども自身の自信・自己肯定感の向上につながっており、他施設との大きな違い**といえます。

【参考】さくらリビング（中区）の取組

「青少年委員会」

さくらリビングの運営や事業企画、地域の青少年育成に青少年の声や視点を反映し、青少年が主体的に活動できる場として「青少年委員会」を設置（委員は公募）。

【参考】あおば コミュニティ・テラス（青葉区）の取組

「あおば未来プロジェクト」

中高生と大学生サポーターで企画し、地域の課題解決に取り組む青少年が主体のプロジェクト。区長へのプレゼンテーションを行う。

イ 子どもの支援に特化したスタッフの配置

拠点ではスタッフが子どもの様子を見ながら適切に話しかけ、ちょっとした会話から悩みをくみ取るなど丁寧な対応が行われており、「**セーフティネット**」の役割を担っています。セーフティネットの役割としては、子ども食堂がありますが、ほとんどが月に1～2回の開所となっており、拠点のようにいつでも行かれる環境にはありません。

地域のつながりの希薄化などから親や教師以外の大人との接する機会が少ない中で、**気軽に話せる大人と出会うことができる場所**となっています。

利用者アンケートでは、**拠点の利用目的の約2割はスタッフとの関わり**となっており、今後も**身近な大人への相談先としての役割**を果たしていく必要があります。

【参考】利用者アンケート(R4)

利用目的 1位：友達と遊ぶ(28.8%)、2位：スタッフと雑談(17.9%)、3位：自習・学習(17.4%)、4位：プログラム参加(13.5%)

※2位のスタッフと雑談(17.9%)と相談(スタッフと話す)(4%)を足すと、スタッフの関わりは2割を超える

【参考】都筑区区局連携促進事業(R2～R4)

- ・区内4地区センターにおいて、拠点スタッフが地区センターの職員向けに青少年の理解向上を目的とした研修の開催や、センターが利用する青少年に向けて挨拶等の声掛けを実施
- ・声掛けの結果(R4)は、挨拶 27,950 件(94%)、施設に関すること(注意含む)(5.4%)となっており、2つの声掛けで約 99%であるため、地区センターでは相談などの会話はほぼ行われていない。

ウ 異年齢の子ども同士の交流

拠点や地区センター、コミュニティハウスは、様々な年齢の子どもたちが利用していますが、スタッフに子ども同士をつなぐ視点がないため、多世代間の交流が生まれにくいと考えられます。

拠点では、小学校高学年から高校生、大学生などの様々な子ども・若者が利用していますので、自然に会話が生まれ友達になったり、少し年上の世代と交流することで、近い将来をイメージすることができる環境があります。また、中・高生の利用者が大学生となって、支援者側となる好循環も生まれています。

地域の中で異なる年齢の子ども同士が関わりを持つ機会が減少しており、拠点は年齢や学区等を超えて子どもたちが集い、共に成長できる場所としての役割を果たしていく必要があります。

【参考】拠点の年齢別利用状況（令和4年度利用者アンケート）

①小学3・4年生	4.4%
②小学5・6年生	13.8%
③中学生	26.5%
④高校生世代（中卒～18歳）	36.2%
⑤大学生世代（19歳～22歳）	14.6%
⑥23歳以上	4.6%

(5) 今後の取組

居場所を持つことや、また複数の居場所があることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要であるため、本市としても、子ども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めていく必要があります。

国の指針では、全ての子ども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、体験を重ねながら成長することが重要としており、当該拠点のような子ども・若者全般を対象とするポピュレーションアプローチが求められています。また、多様なこどもの居場所づくりを進めるに当たり、児童館などの児童福祉施設はもちろん公民館、図書館等の既存の地域資源を活用することも有効としています。

第2期子ども・子育て支援計画では、「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組むこととしています。今後の整備については、青少年が気軽に利用できることや複数の居場所を持つことのメリットを踏まえ、基本的にこの考えを踏襲することとしつつ、既存の地域資

源を活用する観点から、**中高生の居場所の現状把握に取り組む**とともに、拠点単体の整備にこだわらず、**図書館や地区センターなどの他施設の所管部署と連携し、青少年の居場所づくりを進めていきます。**

一方で、拠点の目的や事業内容を鑑みると、**適切かつ効果的に事業を実施できる運営団体は限られる**と考えます。予防的支援や早期支援を行うことを踏まえると、運営団体のスタッフに支援の技量が求められ、**相応しい団体のリサーチや育成が必要**です。

今後は、**青少年の支援を行う NPO 等の団体の育成支援**にも取り組んでいきます。

【参考】横浜市第2期子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年の成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を養成するため、気軽にかつ安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行う「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組みます。今後、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ること、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を目指します。

○想定事業量：直近の現状値（平成30年度）6か所（累計）

○令和6年度：地域活動拠点の設置数12か所（累計）

【こどもの居場所づくりに関する指針】（抜粋）

○第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1. こどもの居場所とは

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。

したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

【今後の方向性まとめ】

項目	内容								
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○中高生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことにより、青少年の成長を支援するとともに、社会に参画する力を育成する。 ○青少年の個々の状況に応じ、悩みや課題が深刻にならないよう、予防的支援や課題解決に向けた早期支援を行う。 ○事業実施にあたっては、青少年の権利擁護が図られるようにする。 								
開所日数・時間	<ul style="list-style-type: none"> ○「土日どちらかを含む週5日以上（祝日・年末年始は休業）」 ○午後3時から午後8時まで 								
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年が多世代と交流できるよう、対象者は中・高生世代に限定せず、その他の世代も対象とする。 								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ①気軽に集い自由に活動する場の運営 ②仲間や多世代と交流する機会の提供 ③地域資源を活用した社会参加プログラムの実施 ④青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成 ⑤主に中高生を対象とした学習支援（任意→必須） ○事業実施にあたり「青少年の視点に立ち、声を聴くこと」を加える 								
スタッフ体制・役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもへの丁寧な対応や安全性、地域連携等を考慮し、2名以上のスタッフ配置（そのうち1名は常勤の責任者） ○支援の質を高め、事業内容を充実するために、スタッフを対象に青少年への関り方などの研修や拠点間の情報共有を実施 								
事業の振り返り・評価・効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ○各拠点は、毎年度事業計画書に基づき、事業内容や利用者数を確認 ○利用者数が極端に少ない場合、改善計画を作成 ○拠点事業全体の効果検証 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業の目的</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居場所の提供</td> <td>利用者数・拠点の認知度</td> </tr> <tr> <td>体験・交流の機会の提供</td> <td>利用者の成長度合い</td> </tr> <tr> <td>セーフティネットの役割</td> <td>相談できる大人の有無</td> </tr> </tbody> </table> 	事業の目的	指標	居場所の提供	利用者数・拠点の認知度	体験・交流の機会の提供	利用者の成長度合い	セーフティネットの役割	相談できる大人の有無
事業の目的	指標								
居場所の提供	利用者数・拠点の認知度								
体験・交流の機会の提供	利用者の成長度合い								
セーフティネットの役割	相談できる大人の有無								
他の施設とのすみわけ・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の意見を聞き、事業に反映できること ○子どもの支援に特化したスタッフがいること（セーフティネットの役割） ○異なる年齢の子ども・若者が交流できること 								
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期計画の考えを踏襲し、基本的に各区に設置できるよう取り組んでいく ○既存の地域資源の活用検討 ○中高生の居場所の現状把握 ○青少年の支援を行う NPO 等の団体の育成支援 								

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号 (局長決裁)
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。